

# 指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信  
 税理士 疋田 英司  
 税理士 中 富 強  
 税理士 風 間 慎一

## COOLBIZ



### 6月の税務・労務

4月決算法人の確定申告	
10月決算法人の中間申告	6月中の
1, 7, 10月決算法人の消費税 中間申告(年税額 400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額	6月11日(月)
5月分納期限	
社会保険料・子ども子育て 拠出金(5月分)納付期限	7月2日(月)
労働保険年度更新手続	6月1日～ ～7月10日

### 6月の行事・業務案内

- 1(金) 気象記念日
- 2(土) 横浜開港記念日
- 5(火) 環境の日
- 6(水) 芒種
- 10(日) 時の記念日
- 11(月) 入梅
- 17(日) 父の日
- 21(木) 夏至
- 23(土) オリンピックデー
- 28(木) 貿易記念日
- 30(土) 夏越の祓



## 財務省の不祥事続きで解体論が急浮上

歳入庁構想が持ち上がってきたけれど・・・

文書改ざん、事務次官のセクハラ疑惑など不祥事が相次ぐ上に麻生財務大臣の品位のなさなどが批判され、財務省を解体して「歳入庁」を作る構想が持ち上がっています。

20年前、大蔵省は監督先である金融機関からノーパンしゃぶしゃぶなどの破廉恥で過剰な接待を受けた不祥事を発端に大蔵省が解体し、財務省と金融庁に分離されました。

現在の財務省の強大権力の背景にあるのが、国税庁の持つ「査察権」や「徴収権」。この国税庁の権限を財務省から取り上げ、「日本年金機構」と統合させた歳入庁をつくる構想で、米国の内国歳入庁「IRS」を参考にしています。

かつていわれていたのは、税・社会保険・労働保険など国の歳入に関わる事務を一手に扱う合理化策です。

歳入庁の行う税務調査は税金だけでなく、年金、社会保険、労働保険などの決定や徴収まで行うこととなります。

マイナンバーによる預金など国民の財産管理、AIによる調査選定、電子申告の普及・義務化などで環境は整備されつつあります。

税務調査が年金保険料、労働保険などすべての調査を行うことになる日がくるかも・・・



### 映画前売券斡旋ご案内



### 妻よ薔薇のように

税理士会がタイアップしております、山田洋次監督の「家族はつらいよⅢ 妻よ薔薇のように」の前売りチケット（通常1100円）を顧問先のみなさまに1000円にてご案内しております。ご希望の方は担当者までご連絡ください。



### 今号の紙面

- 財務省解体論
- 6月の事務こよみ
- マイナンバー扱いの留意点
- 消費税軽減税率Q&A
- 予定納税の準備を
- 中国税務師と交流
- Q&A 負担付き贈与の場合の評価額は？

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル3階

072 (805) 5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp  
 チャットワークID: hikita http://kskj.jp

### 【対応業務】

税務申告・相談・代理、事業承継・相続全般業務  
 経理・給与・経営コンサルタント

### （提携・取次先）

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他  
 (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他  
 (ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計、Freee、ビズアップ総研  
 (不動産) スマイシア不動産販売



クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でご対応しております。ご理解・ご協力をお願いします

# 6月の事務づみみ



## ●平成30年度個人住民税の特別徴収が開始

6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収を行います。

特別徴収を行っていない事業所に対する特別徴収義務化の通知が各地で行われています。

特別徴収をしなくてもいい場合は、以下のケースの場合です。

- ① 受給者の数が2名以下（事業専従者除く）
- ② 所得税の源泉徴収が乙欄適用者
- ③ 給与が低調で引き去りができない方（年間の給与支払額が100万円以下）

④ 給与の支払いが不定期（毎月でない）

⑤ 5月31日までに退職予定の方

⑥ 休暇等のために4月1日現在給与支払いを受けてない方

総務省の指示もあり、強力に特別徴収事務を求めています。

## 源泉所得税の納期特例の用意を！

7月10日（火）は源泉所得税の納期特例を利用されている事業所様の納期限です。

納税資金などをご準備ください。

ご用意いただく書類は、今回同封しております。詳しくは事務所担当者にご相談ください。

各従業員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、今年6月から来年5月までの12ヶ月で徴収納付します。納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

10名未満の従業員の場合、申請をすれば源泉所得税と同じように年2回にまとめて納付することができます。

今年個人番号を記載した書類が届けられなくなりましたが、事業所としてマイナンバー管理をされる場合は安全管理にご留意ください。

## ●健保・厚生年金の被保険者報酬月額変更届の提出要否判定チェック

従業員の給与が昇給等によって大幅に変動した場合、「定時決定」を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを「随時改定」といいます。

● 昇給・降格があり、**固定的賃金に変動があった**場合

● 固定賃金が変わった月から3ヶ月間連続して、**報酬の支払基礎日数が17日以上ある**

● 該当する3ヶ月の報酬の平均月額が、**従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差がある**

月額変更届は、7月中に所轄の年金事務所（あるいは健康保険組合）に提出し、8月に支払う給与から改定後の新保険料による徴収を開始します。なお、7月にはいると、定時の報酬月額算定基礎届の提出事務（7月10日期限）がはじまります。早めに準備

## マイナンバーを扱う場合の留意点

従業員や取引先から個人番号を預かる場合、厳格な管理規定が法律で定められ、これを怠り情報漏えいなどが発生した場合は厳罰が下される可能性があります。なお、管理コストは事業者の負担です。

- ① 個人番号を預かる場合は、本人確認の上利用目的を説明する義務があります。
- ② 個人番号利用事務を外部委託する場合、提供者へその旨を開示義務があります。
- ③ 個人番号を施錠できる場所に保管し、保管責任者を定める必要があります。
- ④ 利用目的書類の保存年限を経過した場合は速やかに廃棄する義務があります。

に取りかかりましょう。

## ●労働保険の年度更新手続き

6月1日から、労働保険の年度更新手続きの受付が始まります。最終期限は7月10日です。

## ●賞与からの健康保険・厚生年金保険の保険料控除

賞与を支給する事業所は、賞与から従業員負担分の健康保険と厚生年金保険の保険料（40歳以上は介護保険料も）を控除します。賞与に係る保険料は、被保険者負担分と事業所負担分を合わせて、納入告知書に従って翌月末までに納付します。

なお、賞与を支払ったときは「賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に、所轄の年金事務所（一部の健康保険組合を含む）に提出します。

# 消費税軽減税率制度Q&A

**Q** 家畜の飼料やペットフードは軽減税率の対象になりますか？

**A** 軽減税率の対象となるのは人の食用に供されるものだけです。対象になりません。

人の食用に販売される予定で販売されている食肉は、ペットが食用にしても軽減税率の適用があります。

ところで、肥料も含め飼育過程、流通過程などのコストに軽減税率は適用されませんので、食品の価格は通常の消費税分の値上がりがあります。小売業者は軽減税率でしか転嫁できませんので経営を圧迫する要因になります。

**Q** おもちゃ付きのお菓子（一体商品）は？

**A** おもちゃ付きのお菓子や、コーヒーとカップとが一緒になっているコーヒードリフトセットなど、あらかじめ軽減税率の適用対象である食品（酒類を除く）と食品以外の商品とが一体として販売されるもの（その一体商品の価格のみが提示されているものに限り）を一体商品といいます。

一体商品は、原則、軽減税率の適用対象外となりますが、販売価額（税抜き）が1万円以下の商品であって、その商品の食品から構成されている部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上のもは、全体が軽減税率の適用対象となります。

**Q** ケーキを買った時の保冷材は？

**A** テイクアウトのケーキは軽減税率の対象となります。保冷材は、食品と一体でつけているものであれば軽減税率ですが、別途保冷剤として代金を請求される場合は軽減税率の対象なりません。

同様に、プレゼント用に特別なラッピングをしてもらい、別途費用が掛かる場合も軽減税率の対象なりません。

**Q** 栄養ドリンクは？

**A** 医薬品、医薬部外品と表示されている栄養ドリンクは医薬品等であるため軽減税率の対象になりません。この表示がない栄養ドリンクは軽減税率の対象となります。

また、特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品などと表示されている食品は医薬品ではありませんので軽減税率の適用となります。

## 予定納税の準備を

個人の方の前年の所得や税額などをもとに計算した金額が15万円以上である場合、予定納税をする義務があります。納税額とその時期は、所轄の税務署長から6月15日までに書面で通知が来ます。

## 予定納税の減額申請

予定納税の義務がある方が、次のような事情で前年と比べて納税額が減少すると見込まれる場合は減額申請をすること

- ができません。
- ① 廃業や休業をした場合
  - ② 業績不振などのため、前年より明らかに所得が少なくなると見込まれる場合
  - ③ 災害や盗難、横領などにより事業用資産に損害を受けた場合、または雑損控除を受ける場合
  - ④ 多額の医療費を支出したため医療費控除が増加する場合
  - ⑤ 配偶者控除など所得控除が増加した場合
  - ⑥ 社会保険料を支払った場合や高額な寄附をして寄附金控除を受けられる場合
  - ⑦ 自宅の新築等により住宅借入金控除などを新たに受けられる場合

予定納税の納期限と減額申請期限

納期	納期限	申請期限
第1期	30年7月1日～31日	7月17日
第2期	30年11月1日～30日	11月15日

軽減税率？



# 中国広州の税務師事務所と交流



中国広東省の広州の税務師事務所と交流し、中国の税務事情や会計の状況などを交流しました。税務師は日本の税理士にあたります。

広州周辺は香港・マカオ・深圳と一体の経済圏を形成しており、このエリアだけで日本の人口を上回る勢いがあります。

質問が多かったのは税務調査のありかたについてです。

中国では、日本と同様に顧問先への税務調査への立会もあります。大きく異なるのは税務調査を税務師が代行する場合があり、税務師の収入の大きな割合を占めているということです。

税務調査の代行は顧問先や親族以外のところを指名されていきます。このため、税

務師は国に対して顧問先や親族の報告義務があり、怠ると資格がはく奪されます。

実際には税務申告監査を行って国に報告し、実際の税務調査の判断は国が行います。下請け的な調査を行います。日本では事前通知などの調査開始手続きがあること。自主申告制度のもとで権力的な調査は裁判所の許可がないとできない点などを説明すると、さすがは民主主義が発達していると驚かれています。

中国の経済事情なども伺いました。とりわけ、アリペイなどの電子マネーの普及には驚かされます。日本と取引をしたいと希望している方も多いので、お互いの顧問先を紹介しあうことを約束しました。

交流後の食事はさすが「食在広東」といわれるように豊富な食材と調理法に本場の広東料理を堪能しました。



## Q&A コーナー

### 負担付贈与の場合の評価額の 時価とは？



先日、名古屋の税務署で負担付贈与についての相談をしたところ、この場合の評価額は路線価で計算した金額ではなく、相続税評価額を80%で割り戻した額で計算するよう指導されました。先生は相続税評価額でよいとおっしゃっていましたが、どちらが正しいのですか？

### 相続税評価額で計算します。

負担付贈与とは、安価な負担で資産等を譲る場合をいい、時価との差額に贈与税がかかる場合があります。

例えば、時価1000万円の不動産を600万円で購入した場合、差額の400万円に贈与税が課税されます。他に贈与を受けた財産がなければ、ここから110万円の控除をした290万円に贈与税がかかります。

問題は時価額をどう見るかという点です。

税務署の担当官の指導は、前後の状況を把握できませんので断定的にいえませんが、結論から言えば、誤った指導です。贈与税を課税する根拠は相続税法であり、国税庁の解釈を外部に公表した相続税財産評価通達に従うのが原則的考え方です。

また、ネット上もそのような指導をしている方もいますが、負担付き贈与の場合の課税価格は取引時価という考え方は、法律や通達にも定めがなく、バブル期に流布されたことになりましたが、今は実務ではありません。

当事務所はいままで負担付贈与の申告を相続税評価額で行っていますが、税務署から指摘を受けたことは一切ありません。